平成２２年（フ）第２９４号
岐阜県高山市天性寺町15番地３　Ａ棟、住民票上の住所愛知県豊川市大堀町６番地の３
破産者　川崎　雅美
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第６３９９号
大阪府門真市小路町５番11号
破産者　田中佐江子
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３７２６号
大阪市生野区勝山北１丁目４番19号　ニューフレンドマンション402号、開始決定時の住所大阪市平野区瓜破東１丁目１番９号　グローパレス瓜破902
破産者　小林美雪こと　安　　美雪
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２６７号
兵庫県川辺郡猪名川町伏見台５丁目６番地20
破産者　藤岡　定一
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６７３６号
大阪市住吉区我孫子東３丁目１番23号　尚美マンション410号、開始決定時の住所大阪市住吉区苅田８丁目４番４号
破産者　プリンティングたぐちこと　田口　清治
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７１１７号
奈良市中山町84番地の４
破産者　小川　隆也
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１１０８号
大阪府富田林市喜志町４丁目６番29号―101、開始決定時の住所大阪府羽曳野市大黒478番地の４
破産者　野里土木こと　野里　繁則
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５１５号
堺市北区東上野芝町２丁468番地１エンゼルハイム上野芝216号、開始決定時の住所大阪府高石市取石７丁目１番23号
破産者　松本　光江
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１７６４号
広島県安芸郡海田町寺迫１丁目２番51―201号
破産者　溝部　憲一
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７０１号
広島県東広島市西条中央３―35―４―Ａ201、住民票上の住所大阪府豊中市玉井町２丁目３番26―202号
破産者　寺西　達也
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６８１号
大分県由布市湯布院町川上2932番地２
破産者　三苫　俊二
1　決定年月日　平成24年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１２３号
北海道室蘭市高砂町１丁目23番15号、開始決定時北海道室蘭市中島町１丁目４番11号
破産者　橋本清一郎
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３６５号
仙台市太白区鈎取３丁目４番13号
破産者　我妻　貴司
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３０６５号
横浜市緑区鴨居３丁目27番12号　エクセレント鴨居203号
破産者　神保　光仁
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４４６号
静岡県御前崎市御前崎121番地の29
破産者　堀井　文雄
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１５号
神戸市須磨区西落合６丁目１番52―503号、破産手続開始決定時の住所神戸市西区美賀多台２丁目20番地の20
破産者　安堂　芳信
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２３年（フ）第１０４号
鳥取県鳥取市気高町浜村10番地18
破産者　西垣　健一
1　決定年月日　平成24年４月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部